

インフルエンザ警報の発令について（注意喚起）

県では、令和元年12月5日にインフルエンザ注意報を発令し注意喚起を行っていたところですが、**令和元年第49週（12/2～12/8）**において、**石巻保健所管内**で、下記のとおりインフルエンザの定点医療機関当たりの患者報告数が警報発令基準を超えました。

今後、現在警報基準値を超えていない地域においても患者報告数が増加し、県全域に流行が拡大する可能性がありますので、予防対策を徹底するとともに、38℃以上の発熱、咳、咽頭痛、頭痛、関節痛などの症状が見られた場合には、早期に医療機関を受診しましょう（ワクチン接種をしている場合には、明らかな症状を認めないことがあります。）。

記

○各保健所管内のインフルエンザ患者報告数 令和元年第49週（令和元年12月2日～8日）

県内各保健所	仙南	塩釜	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	仙台市	県全体
1定点医療機関当たり患者報告数(人)	18.57	12.80	22.75	4.67	11.40	31.50	9.50	21.00	19.03
患者報告数計(人)	130	192	182	14	57	252	38	924	1,789

※ : 警報発令基準を超える保健所管内

インフルエンザ定点医療機関数：94箇所

《参考》

インフルエンザ注意報発令基準（県内いずれかの保健所管内1定点医療機関当たり患者報告数）10人

” 警報発令基準（県内いずれかの保健所管内1定点医療機関当たり患者報告数）30人

○過去5シーズンにおける注意報・警報発令状況

シーズン	平成26/27年	平成27/28年	平成28/29年	平成29/30年	平成30/31年
注意報発令日	平成26年12月18日	注意報発令なし※	平成29年1月4日	平成29年11月30日	平成31年1月8日
警報発令日	平成27年1月7日	平成28年1月28日	平成29年1月26日	平成30年1月25日	平成31年1月17日

※平成27年度は注意報発令前に警報開始基準を超えたため、注意報を発令せず、平成28年1月28日に警報を発令している。

【インフルエンザの予防対策】

- 1 流行前にワクチンを接種する。
- 2 咳エチケットを実施する。
 - ・咳やくしゃみを他の人に向けて発しない。
 - ・咳やくしゃみが出るときはできるだけマスクをする。
 - ・咳やくしゃみをするときには、ティッシュやハンカチなどで口と鼻を覆う。
 - ・ティッシュはその都度捨てて、その後は手を洗う。
- 3 外出後、流水・石けんで手洗いをする。（アルコール製剤による手指消毒も効果的です。）
- 4 適度な湿度を保持する。
乾燥しやすい室内では、加湿器などを活用し適切な湿度（50～60%）を保つようにする。
- 5 睡眠などの十分な休養と、バランスの取れた栄養摂取を心掛ける。
- 6 流行期には人混みや繁華街への外出を控える。
- 7 具合が悪い時には症状の重症化を避けるため、早めに医療機関を受診する。
（抗インフルエンザウイルス薬は発症から48時間以内の使用が効果的です。）

参考：厚生労働省「インフルエンザQ&A」

○インフルエンザ関連ホームページ

・宮城県ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/index-top.html>

・国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

・厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>